

夜間金庫使用規定

1. 夜間金庫は、使用契約者が当金庫の「当座預金」、「普通預金」等へ営業時間外にご入金の場合のみ使用することができます。
この場合、当金庫は本規定のほか当座預金、普通預金等の規定によりお取扱いいたします。
2. ご入金の場合は、当金庫所定の「夜間金庫専用入金帳」に氏名、金額、投入日付、金種欄をご記入のうえ、現金、小切手等とともに預入用カバンに入れ施錠のうえ、金庫に投入したあと金庫扉を閉め施錠してください。
預入用カバンは、当金庫の制定のものを必ず使用し、カバンは1個ずつ投入してください。
預入用カバンが落下するとレシート受取口よりレシートが出てきますので、投入したカバンの数だけ必ずお持ち帰りください。
レシートが出てこないときは当店にご連絡ください。
3. 夜間金庫にお入れになった預入用カバンは、翌営業日に開封し内容確認のうえ、お届け頂いた口座にご入金いたします。
万一、現金その他が同封の入金伝票記載金額と相違する場合は、当金庫で再鑑した金額をもって処理します。
4. 天災その他不可抗力による損害、金庫投入口扉や預入用カバンの閉鎖施錠不完全による事故など、当金庫が内容を確認する前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
5. 使用者は当金庫営業時間中にご来店のうえ、預入用カバン等をお受け取りください。
6. 預入用副鍵は当金庫が所持し、その開閉に使用します。
7. 夜間金庫投入口扉鍵、預入用カバンおよびその鍵の保管については、十分ご注意ください。
万一喪失、破損した場合は直ちに当金庫所定の様式によりお届けください。お届けがないために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
上記の場合、その修理、再製作の費用はご負担頂きます。
8. 契約期間は1年間とし、特にお申出がないかぎり更に1年間延長し、以後も同様とします。
ただし、夜間金庫のご使用は当金庫の都合でいつでも一時中止、または解約することがあります。
9. 夜間金庫使用契約を解約する場合は、「使用解約届」と共に、投入口扉鍵、預入用カバン、および預入用カバン鍵は直ちにお返しくください。
10. この夜間金庫投入口扉鍵、預入用カバン、預入用カバン鍵または夜間金庫使用权は他に転貸、譲渡、売買または質入することはできません。
11. 夜間金庫使用契約に際しまして、使用契約者の方は利用手数料月額1,000円（消費税別）をご負担頂きます。
利用手数料は毎月5日（金庫休業日のときは翌営業日）に、ご指定の預金口座より自動振替にて徴収いたします。ただし、初回お申込のときに限り、申込の残日数が15日以上

場合は、1ヶ月分の利用手数料を窓口にてお支払い頂きます。

- 1 2. 夜間金庫専用入金帳は、1冊（50枚綴り）2,000円（消費税別）にて別途購入して頂き、夜間金庫ご利用の際は必ずご使用頂きます。
- 1 3. この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

この規定の変更は、変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期を、店頭表示、インターネット又その他相当の方法で公表することにより周知します。

また、この規定の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

以上

2020年4月1日改正